

災害時のペット同行避難のルール

令和5年12月

 登別市

はじめに

熊本地震など近年の災害においては、ペットと飼い主が離れ離れになる事例やペットがいるとの理由から避難を行わなかったという事例が多発しました。

また、ペットを自宅に残して避難した場合、そのペットが市内を放浪して、住民に危害を加えたり、衛生環境の悪化を引き起こしたりするケースも懸念されています。

一方、災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難所でのペットの受け入れについては、動物アレルギーやにおい、鳴き声など解決しなければならない課題が多くあります。

そのため、本書では、ペットを連れて避難するための日ごろからの備えや本市におけるペット同行避難についてのルール等を取りまとめました。

本ルールにより、災害時にペットも一緒に避難できることが可能であることを周知するとともに、適宜、避難訓練等を実施して、見直しに努めてまいります。

ペットの避難用語

【同行避難とは】



飼い主がペットと一緒に避難所などの安全な場所に避難すること（避難行動）です。

※避難所でペットを飼育管理する意味ではありません。

【同伴避難とは】



飼い主（被災者）が避難所でペットを飼育管理することです。

※必ずしもペットと同室で過ごせるものではありません。

目 次

1	日ごろからの備え	
(1)	避難先の検討.....	1
(2)	しつけと健康管理.....	1
(3)	マイクロチップなどの装着.....	2
(4)	ペット用持ち出し品の備蓄.....	2
2	災害時の同行避難について	
(1)	災害時の避難行動.....	3
(2)	同行避難が可能な避難所等.....	4
3	避難所での受け入れについて	
(1)	避難所で受け入れ可能なペットの種類.....	5
(2)	避難所で受け入れる条件.....	5
(3)	狂犬病予防注射の接種確認.....	6
(4)	避難所での基本的なルールの遵守.....	6
4	避難所ごとのペット専用スペース	
(1)	鉄南ふれあいセンター.....	7
(2)	市民会館.....	7
(3)	鷺別コミュニティセンター.....	8
(4)	観光交流センター（ヌプル）.....	8

1 日ごろからの備え

飼い主は、災害時にペットと一緒にスムーズに避難できるようにするため、平常時から次のことについて準備を行うことが大切です。

(1) 避難先の検討

ペットと一緒に避難する避難先については、避難所への避難に限らず、安全な場所にある親戚や友人の家、ペットホテル等への避難、自家用車での車中泊避難などについて検討し、あらかじめ決めておきましょう。

避難所に避難する場合は、ペットはペット専用スペースに移ってもらうこととなるため、原則、飼い主とペットは離れて過ごすこととなります。



縁故避難



ペットホテル



車中泊避難

(2) しつけと健康管理

避難所への避難を余儀なくされる場合、大勢の人や見知らぬペットと一緒に生活することとなるため、避難所の生活で周りの人へ迷惑にならないよう、むやみに吠えない、決められた場所で排泄ができる、キャリーバックやケージに慣れさせておくなどのしつけも含めて、飼い主がペットの行動を管理できるようにしておきましょう。

併せて、普段からペットの健康管理や衛生状態の確保を行うとともに、必要な予防接種をしておくことや不必要な繁殖を防ぐための不妊・去勢手術を検討しておきましょう。



(3) マイクロチップなどの装着

突然の災害で、ペットとはぐれてしまうかもしれません。ペットに迷子札やマイクロチップなどを装着することで、飼い主の元へ帰れる可能性が高まります。

また、犬の場合は、狂犬病予防法により装着が義務づけられている鑑札や注射済票は、必ず付けるようにしてください。



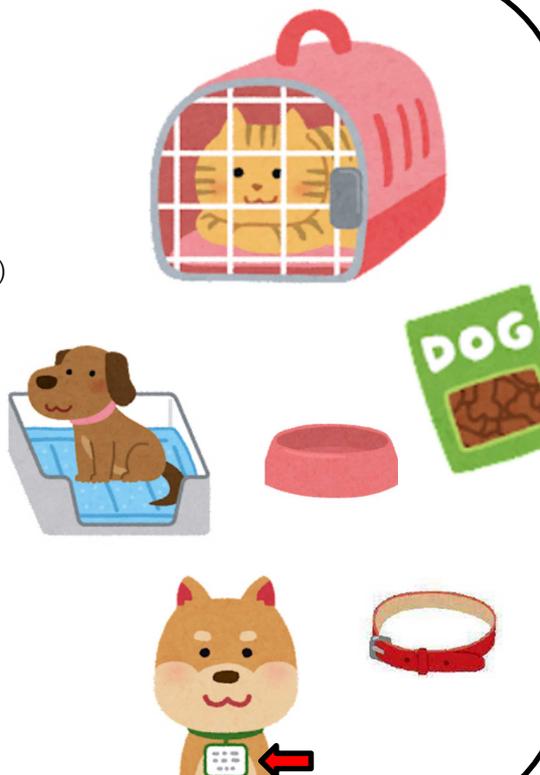
(4) ペット用持ち出し品の備蓄

避難所でのペットの管理やペットに必要な物の準備は、飼い主の責任で行ってもらうこととなります。

そのため、ペットに必要な物は、基本的に飼い主が用意することになりますので、日ごろからすぐに持ち出せるよう、必要な物資の備蓄をしておきましょう。

(持ち出し品の一例)

- ケージ、キャリーバッグ
- 首輪、リード（伸びないもの）
- ペットフード、水（最低5日分）
- 療法食、薬
- 食器
- タオル
- トイレ用品
- 手入れ用品
- 鑑札や個体情報（名札） など



2 災害時の同行避難について

(1) 災害時の避難行動

① 飼い主の安全確保

まず、飼い主自身の安全を確保しましょう。
ペットを守るには飼い主が無事であることが大切です。

② ペットの安全確保

その後、ペットの安全を確保します。
災害の発生によりペットがパニックを起こすなど、通常と異なる行動をとる場合があるので、落ち着かせてケガを防止しましょう。

※災害時にペットと離れて行動していた場合は、自分自身や周囲の状況、自宅までの距離、移動手段の有無、避難先等を確認し、飼い主自身がペットを避難させることが可能かどうかを判断します。

③ 避難の用意

次に、避難の用意をします。
非常持ち出し品や備蓄品を用意し、火災防止のため、電気のブレーカーとガス栓を切ります。

④ 同行避難

リードをつけるかケージやキャリーバッグ等に入れるなど、ペットの安全に配慮するとともに、避難経路における危険な箇所に注意し、落ち着いて避難しましょう。

(2) 同行避難が可能な避難所等

避難所

- 鉄南ふれあいセンター 幌別町
- 市民会館 富士町
- 鷲別コミュニティセンター 鷲別町
- 観光交流センター（ヌプル） 登別港町

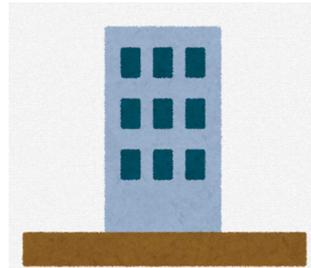
※開設する避難所は、災害の規模、種類等により決定されるため、市が発表する避難所開設情報に注意してください。

津波災害時の避難場所

- 高台避難場所（屋外）
- 津波避難ビル（アーニス屋上及びイオン登別駐車場のみ）



高台避難場所（屋外）
→ペットとの同行避難 ○



津波避難ビル（屋内）
→ペットとの同行避難 ×

3 避難所での受け入れについて

避難所には、動物が好きな人、嫌いな人、動物アレルギーを持つ人、ペットに不用意に手を出しかねない幼い子どもなど、さまざまな人が避難してきます。

そのため、動物が避難所生活において心の支えになったとの声がある一方で、ペットに関するトラブル（鳴き声、咬みつき事故、盗難、脱走など）の発生も考えておかねばなりません。

ただ、ペットの管理は、飼い主の責任ですが、飼い主同士で共に助け合う流れができれば、避難所運営の負担軽減にもつながりますので、飼い主同士で助け合いを率先して行いましょう。

(1) 避難所で受け入れ可能なペットの種類

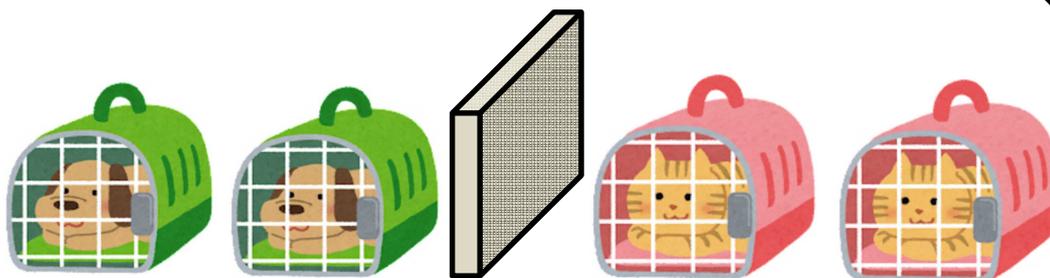
犬、猫、ハムスターやリスなどの小型の動物、鳥類（小型のものに限る。）、小型の爬虫類及び両生類で、飼い主の責任において飼育できるものとします。

※飼育に個別に電力を必要とするものは対応できません。



(2) 避難所で受け入れる条件

- ケージやキャリーバッグの中で飼育できること。ケージなどがない場合は、排せつなどの衛生管理も困難となるため、受け入れることができません。
- ケージなどに入らない場合は、雨や直射日光を防ぐことができる屋根のついた駐輪場などの屋外のスペースで、フェンスや柱などにリードを係留して飼育できること。
- 飼い主が、ペット用のフード、水、トイレ用品などの生活用品を用意していること。



(飼育トラブル防止のポイント)

- 犬と猫を分けて、間仕切りになりそうな物（コンパネやダンボールなど）で視線を遮ることで、ペットのストレス軽減を図る。
- ペットを飼育していない人とできるかぎり動線を交わらせない。
- 人の居住場所に鳴き声や臭い等が届きにくい場所を選定する。
- 温度管理、盗難や脱走などを防ぐため、飼い主同士で交代してペットの様子を見に行く。
- ペットが避難していることについて、避難者全員に周知する。

(3) 狂犬病予防注射の接種確認

犬の場合は、狂犬病予防注射を接種していることが受け入れ条件となります。狂犬病は、発病するとほぼ100%死亡する非常に危険な感染症であるため、狂犬病予防注射を接種していない場合は、避難所での受け入れはできません。
※疾病などで狂犬病予防注射を受けていない場合は、動物病院で発行される狂犬病予防注射猶予証明書を提示してください。



(4) 避難所での基本的なルールの遵守

- 避難所担当者の指示に従うこと。
- ペットは飼い主が責任をもって世話をすること。
- ペットに必要な物は飼い主が用意すること。
- ペットは指定された場所で飼育し、それ以外の場所には入れないこと。
- ペットは放し飼いにしないこと。
- 建物を汚さないよう気を付けること。
- エサの時間を決め、終わったら片付けること。
- 犬の散歩で発生したフンは必ず片付けること。
- 早朝、夜間はペットとのふれあいを控えること。
- 定期的にペットのスペースの清掃を行うこと。

(時間帯の例)

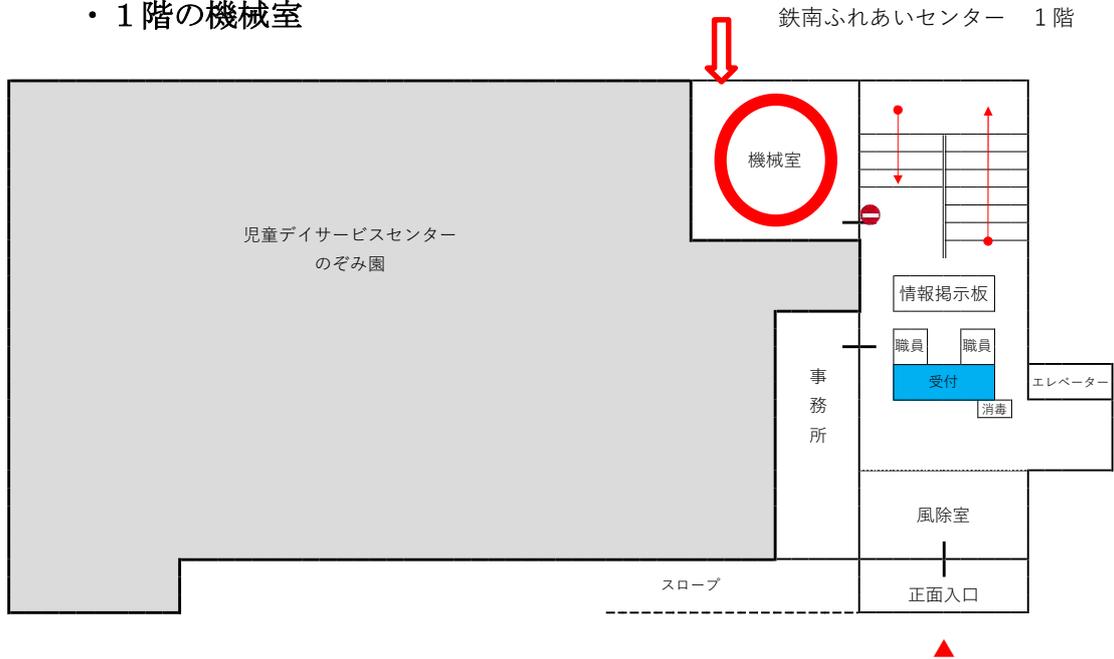
ご飯は1日2回
(朝・晩)

トイレは1日4回
(朝・昼・夕・晩)

4 避難所ごとのペット専用スペース

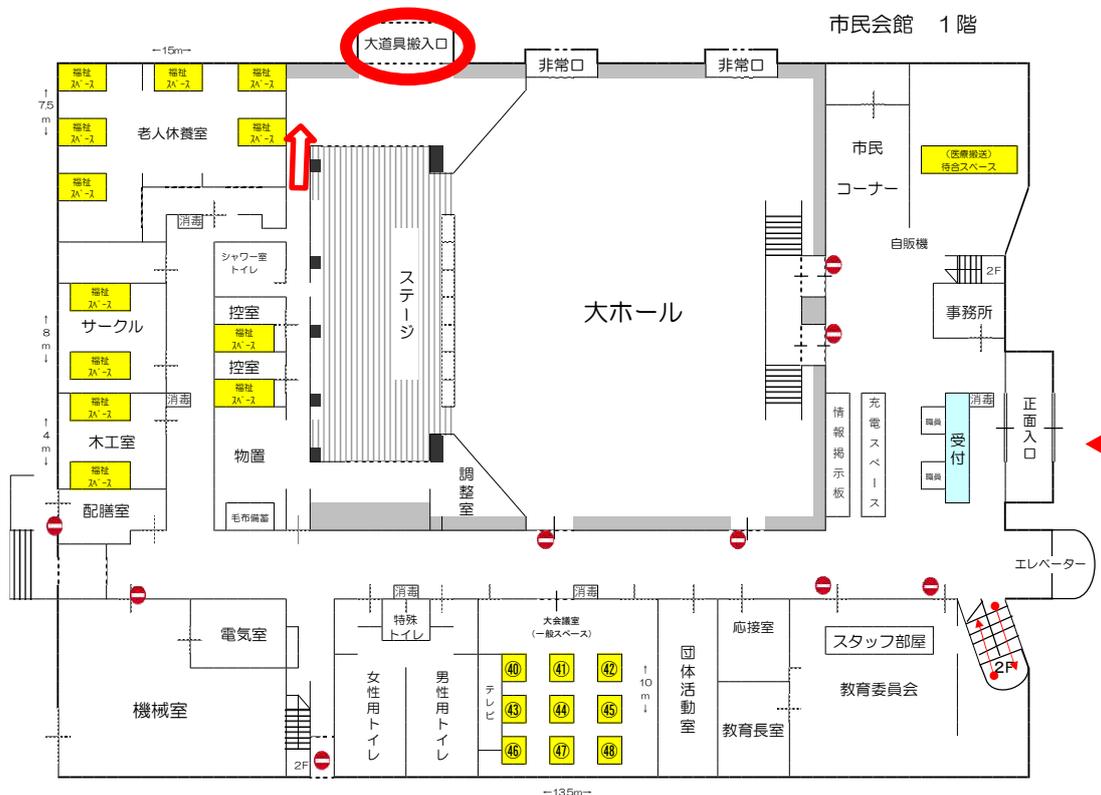
(1) 鉄南ふれあいセンター

・ 1階の機械室



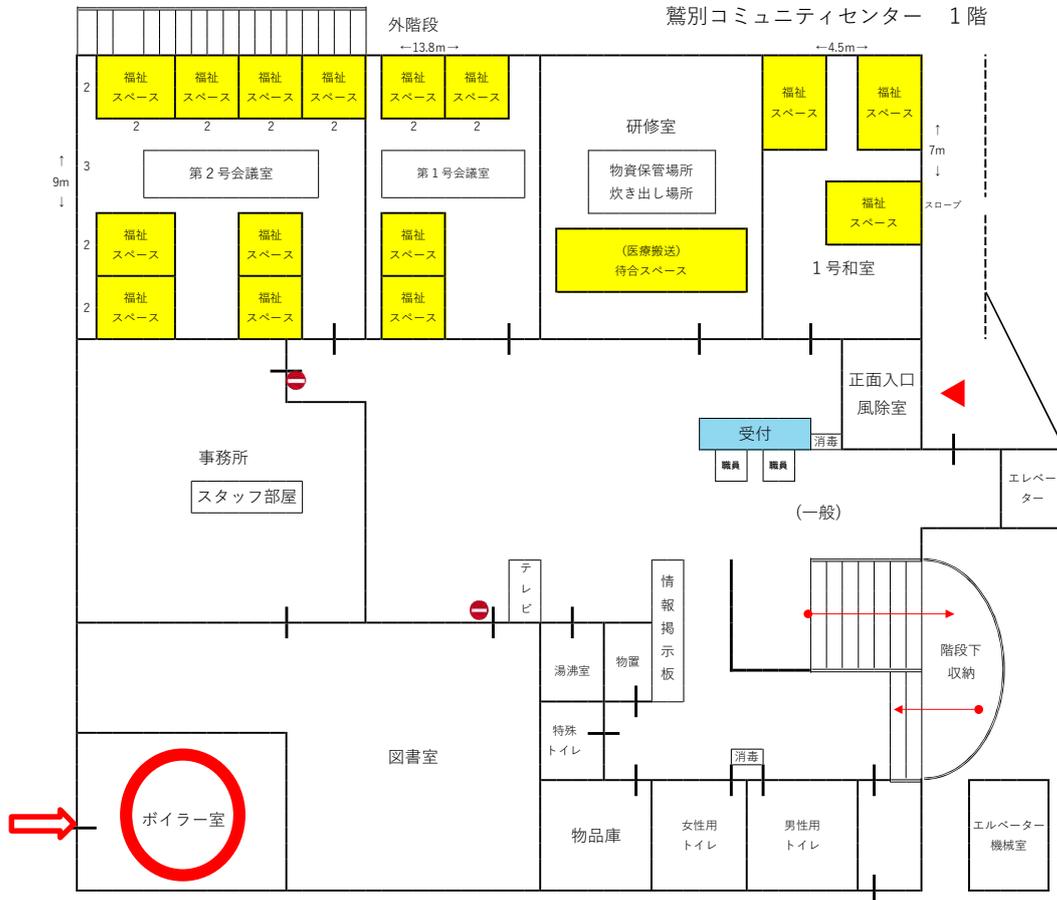
(2) 市民会館

・ 1階の大道具搬入口



(3) 鷺別コミュニティセンター

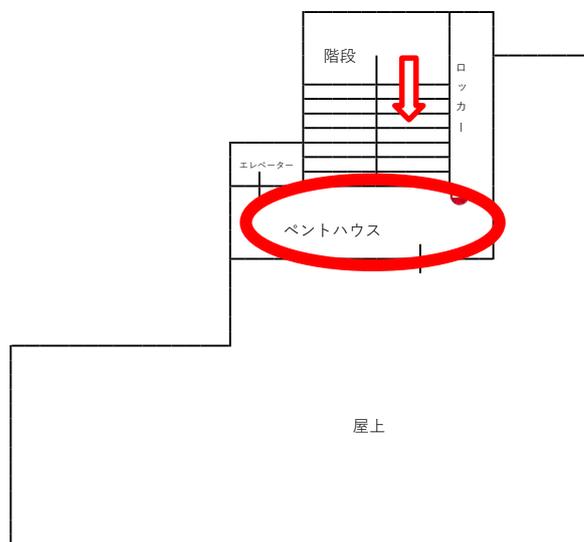
・ 1階のボイラー室



(4) 観光交流センター (ヌプル)

・ ペントハウスのロッカー付近

観光交流センター ペントハウス・屋上



登別市総務部総務グループ（防災担当）

電 話 0143-85-1130

ファクス 0143-85-1108

Eメール bousai@city.noboribetsu.lg.jp